

泉佐野市 水道料金等の 定住促進減免について

～市外から転入される単身世帯の水道料金等を減免します～

市内での定住促進を図り、活力と魅力あるまちづくりを推進するため、

1 減免額

1 か月につき 10 m³までの水道料金とメーター使用料

※ 下水道使用料は減免されません。

2 減免の方法

原則として、請求金額から差し引きます。

3 減免の要件

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 平成28年3月1日から令和5年3月31日までの間に、本市に転入の届出をした単身者で、1年以上継続して本市に住民登録を置く見込みがあること。
- (2) 市内の居住用住宅に生活の本拠を置き、本市の水道料金を負担していること。
- (3) 減免の申請時、15歳以上65歳未満の者であること。
- (4) 本市の水道料金の滞納がないこと。

※ 生活保護の扶助の適用を受けている場合や当該減免を過去に受けたことがある場合は、料金の減免はできません。

※ 管理会社等へ水道料金をお支払いの物件にお住まいの場合も減免の申請ができます。
(減免相当額を補助します)

4 申請の方法

「転入単身世帯水道料金等減免申請書」に必要事項を記入のうえ、平成28年3月1日から令和5年4月30日までに上下水道局へ提出してください。

※ 窓口持参のほか、郵送、FAX、電子メールでも構いません。

〈 申 請 先 〉

泉佐野市上下水道局 料金担当

住所：〒598-0021 泉佐野市日根野1928番地

電話：072-467-2800(代)

FAX：072-467-1801

e-mail：suigyomu@city.izumisano.lg.jp

受付時間：平日 午前8時45分～午後5時15分

(土曜・日曜・祝日・年末年始は休業)